

角田市立小中学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、角田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、角田市立小中学校（以下「小中学校」という。）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、不審者等の侵入防止による児童生徒等の安全の確保及び個人情報の適正管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 小中学校の敷地内等を撮影することができる位置に教育委員会が設置した映像撮影装置（これにより撮影された映像データを表示する映像表示装置及び映像データを記録する映像記録装置等を含む。）

(2) 映像データ 防犯カメラにより撮影、表示、又は記録された画像及び音声
(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、防犯カメラの設置及び運用、映像データから知り得た内容の漏えい並びに映像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

(管理責任者及び運用責任者)

第4条 防犯カメラ及び映像データ（以下、「防犯カメラ等」という。）の適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、防犯カメラが設置された学校の長の職にある者をもって充てる。

2 管理責任者を補佐し、防犯カメラ等の適正な運用を確保するため、防犯カメラ等の取扱いを行う者（以下「運用責任者」という。）を置き、防犯カメラが設置された学校の教頭の職にある者をもって充てる。ただし、管理責任者が教頭の職にある者以外の者を運用責任者として指定する場合は、この限りではない。

3 管理責任者は、運用責任者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守した取扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。

4 運用責任者は、管理責任者の指導及び監督に従い、防犯カメラ等を適正に取り扱わなければならない。

5 管理責任者は、必要があると認めるときは、防犯カメラ等の運用状況に関し、運用責任

者から報告を求め、又は指示を行うことができる。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、小中学校の敷地内等への不審者等の侵入防止のため、防犯カメラの設置場所又は撮影区域の見やすい位置に防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示しなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの映像表示装置及び映像記録装置を施錠可能な事務室等に設置しなければならない。

(防犯カメラの作動時間)

第6条 防犯カメラの作動時間は、終日とする。

(映像データの保存及び廃棄)

第7条 映像データは、防犯カメラの映像記録装置内の記録媒体に記録する。

2 映像データの保存期間（設置した防犯カメラの機能により、自動的に上書きして保存する場合は、当該上書き保存するまでの期間をいう。以下同じ。）は、記録された日から起算して概ね1月とする。ただし、教育委員会又は管理責任者が特に必要があると認めるときは、保存期間を延長することができる。

3 管理責任者は、前項の保存期間が経過した映像データについて、上書き等により、速やかに、かつ確実に消去しなければならない。

4 防犯カメラの映像記録装置の用途を廃止する場合には、第1項の記録媒体に記録された映像データの全てを削除し、再生できなくする措置を講じなければならない。

(禁止行為等)

第8条 管理責任者及び運用責任者（以下、「管理責任者等」という。）は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 映像データを編集し、又は加工すること。

(2) 映像データを複製し、又は印刷すること。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 防犯カメラ等を管理責任者等以外の者に取り扱わせること。ただし、これらの修理、保守その他の管理を管理責任者等の立会いのもとで民間事業者等に行わせる場合にあつては、この限りでない。

(4) 映像データを第5条第2項の規定により設置された事務室等以外の場所に持ち出すこと。ただし、前号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

(5) 映像データをこの要綱の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供すること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令等に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産の安全の確保その他公共の利益のため、やむを得ないと認められる場合

ウ 捜査機関から犯罪・事故等の捜査のため、情報提供を求められた場合

エ 映像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に閲覧若しくは提供する場合

2 管理責任者は、前項第2号から第5号までのただし書に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議するとともに、当該行為を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 管理責任者等は、映像データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等への対応)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの設置又は運用に関して、苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 この要綱に定めるもののほか、映像データに含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、角田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年角田市条例第25号）及び角田市個人情報保護に関する法律等施行規則（令和5年角田市規則第22号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。